

木更津市少年野球連盟大会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、木更津市少年野球連盟（以下市連という）の大会等における運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(大会等の種類)

第2条 この運営規則に定める大会は、次の大会とする。

- (1) 木更津市少年野球連盟が主催する大会
- (2) 君津地区少年野球連盟の主催する大会
- (3) 特定非営利活動法人千葉県少年野球連盟の主催する大会
- (4) その他、第1項の大会に準ずる大会

(班の設置)

第3条 大会等の円滑な運営を図るため連盟へ加入するチームを次の3班に分割する。

- (1) 1班：金田ビッグウェブ、岩根フェニックス、
祇園ブルーソックス、
- (2) 2班：木更津モーニングス、請西ブレーブス、
清川ライナース、畑沢コンドルズ、
- (3) 3班：木更津ジャンボ、八幡台ボーイズ、
富来田ファイターズ

(大会運営役員及び大会運営会議)

第4条 木更津市少年野球大会の開催運営のために市連役員及び各班から選出された役員で構成する大会運営会議を開催する。

運営会議の構成員は次の通りとする。

- ①市連会長
 - ②市連副会長
 - ③市連理事長
 - ④市連副理事長
 - ⑤市連事務局長、事務局次長
 - ⑥市連審判長
 - ⑦市連審判部理事
 - ⑧市連理事
 - ⑨市連事務局理事
2. 君津地区少年野球連盟の主催する大会、特定非営利活動法人千葉県少年野球連盟の主催する大会等について、必要に応じ大会運営会議を行う。その構成メンバーは1項に加えて事業部員とする。
 3. 君津地区少年野球連盟の役員は、市連の次の役員を市連代表として推薦する。
 - ①副会長：市連会長並びに副会長

- ②代表理事 : 市連役員
- ③県連担当理事 : 市連役員
- ④審判部理事 : 市連審判長
- ⑤理事 : 市連役員
- ⑥監事 : 市連役員

4. 大会運営会議は、毎年総会終了後に開催し、各大会の開催に先立ち随時開催する。

(大会運営)

第5条 木更津市少年野球連盟の主催する大会の運営は、理事長、副理事長及びチーム選出の理事を中心として行う。

- 2. 球場責任者は大会運営会議で決定する。原則、同一球場で試合を行うチームの理事がこれにあたる。他チームからは副球場責任者、球場係を選出する。
- 3. チーム選出理事を含む全役員は責任を持って当該大会の開催運営にあたる。
- 4. 各試合の記録は、球場係がこれを行う。
- 5. 各試合の審判は、決勝戦を除き抽選会の際に指定した義務審判員によって行う。決勝戦は、原則として代表審判員が指名した審判部登録審判員によって行う。

第6条 君津地区少年野球連盟の主催する大会の運営は、木更津市が当番市の場合、第4条の大会運営会議を持って行う。

- 2. 春季大会、秋季大会及び日本製鉄大会において、木更津市が担当する球場の球場責任者は原則として地区連理事が行う。球場係は事業部員が行う。
- 3. 担当球場、大会最終日及び2項以外の大会の審判員は、市連審判長及び市連副審判長が調整の上指名する。

第7条 特定非営利活動法人千葉県少年野球連盟の主催する大会(以下県大会という)の運営は、原則として地区連担当理事、市連審判長及び市連副審判長が担当し、事業部員が補助する。

- 2. 県大会の審判員は、市連審判長及び市連県担当副審判長が調整の上指名する。

附則

この規則は、令和3年3月6日より実施する。

改訂履歴（H27年度分から）

H27総会

- ・第3条（3）項；チーム名変更に伴い「富岡ファイターズ」を「富来田ファイターズ」へ変更。
- ・第4条3項の①；実態に整合させて「①副会長（会長）：市連会長」を「①副会長：市連会長並びに市連副会長」に変更。

H29総会

- ・第3条(3)項；清見台フェローズ、鎌足リトルヒーローズの登録見合わせにより班編成を変更。
- ・第3条(2)項；祇園小ブルーソックスを祇園ブルーソックスへ登録名称変更。

H31総会

- ・第3条（3）項： 木一小ジャンボを木更津ジャンボへ登録名称変更。
- ・第4条、第6条、第7条： 新たに設けた事業部員の大会運営における役割を明記した

R3年度総会（令和3年3月6日）

- ・第3条（1）、（3）項：木更津南ナインズ、佼成キャンドルズの登録見合わせにより削除。